

4 内容の取扱い【高等学校芸術科工芸】

【工芸Ⅰ】
(1) 内容の「A 表現」及び「B 鑑賞」の指導については、中学校美術科との関連を十分に考慮し、「A 表現」及び「B 鑑賞」相互の関連を図り、特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて学習が深められるようにする。
(2) 内容の「B 鑑賞」の指導については、各事項において育成を目指す資質・能力の定着が図られるよう、適切かつ十分な授業時数を配当するものとする。
(3) 内容の〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A 表現」及び「B 鑑賞」の指導と併せて、十分な指導を行い、各事項の実感的な理解を通して、生徒が造形を豊かに捉える多様な視点がもてるように配慮するものとする。 その際、以下に示す中学校美術科における〔共通事項〕の内容や内容の取扱いを踏まえた指導にも十分配慮する必要がある。
<p>〈中学校美術科〔共通事項〕〉</p> <p>(1) 「A 表現」及び「B 鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 形や色彩、材料、光などの性質や、それらが感情にもたらす効果などを理解すること。</p> <p>イ 造形的な特徴などを基に、全体のイメージや作風などを捉えることを理解すること。</p> <p>〈指導計画の作成と内容の取扱い〉</p> <p>2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 〔共通事項〕の指導に当たっては、生徒が造形を豊かに捉える多様な視点がもてるように、以下の内容について配慮すること。</p> <p>ア 〔共通事項〕のアの指導に当たっては、造形の要素などに着目して、次の事項を実感的に理解できるようにすること。</p> <p>(7) 色彩の色味や明るさ、鮮やかさを捉えること。</p> <p>(イ) 材料の性質や質感を捉えること。</p> <p>(ウ) 形や色彩、材料、光などから感じる優しさや楽しさ、寂しさなどを捉えること。</p> <p>(エ) 形や色彩などの組合せによる構成の美しさを捉えること。</p> <p>(オ) 余白や空間の効果、立体感や遠近感、量感や動勢などを捉えること。</p> <p>イ 〔共通事項〕のイの指導に当たっては、全体のイメージや作風などに着目して、次の事項を実感的に理解できるようにすること。</p> <p>(7) 造形的な特徴などを基に、見立てたり、心情などと関連付けたりして全体のイメージで捉えること。</p> <p>(イ) 造形的な特徴などを基に、作風や様式などの文化的な視点で捉えること。</p>
(4) 内容の「A 表現」の指導に当たっては、地域の材料及び伝統的な工芸の表現などを取り入れることにも配慮するものとする。
(5) 内容の「A 表現」の指導に当たっては、発想から制作の確認及び完成に至る全過程を通して、自分のよさを発見し喜びを味わい、自己実現を果たしていく態度の形成を図るよう配慮するものとする。
(6) 内容の「B 鑑賞」の指導に当たっては、日本の工芸も重視して扱うとともに、アジアをはじめとする諸外国の工芸などについても扱うようにする。
(7) 内容の「A 表現」及び「B 鑑賞」の指導に当たっては、芸術科工芸の特質に応じて、発想や構想に関する資質・能力や鑑賞に関する資質・能力を育成する観点から、〔共通事項〕に示す事項を視点に、アイデアスケッチなどで構想を練ったり、言葉などで考えを整理したりすることや、作品について批評し合う活動などを取り入れるようにする。
(8) 創造することの価値を捉え、自己や他者の作品などに表れている創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、工芸に関する知的財産権などについて触れるようにする。また、こうした態度の形成が、工芸の伝統と文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮するものとする。
(9) 事故防止のため、特に、刃物類、塗料、器具などの使い方の指導と保管、活動場所における安全指導などを徹底するものとする。
【工芸Ⅱ】
(1) 内容の「A 表現」及び「B 鑑賞」の指導については、相互の関連を図り、特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて学習が深められるようにする。
(2) 生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、内容の「A 表現」については(1)又は(2)のうち一つ以上を選択して扱うことができる。
(3) 内容の取扱いに当たっては、「工芸Ⅰ」の3の(2)から(9)までと同様に扱うものとする。
【工芸Ⅲ】
(1) 生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、内容の「A 表現」については(1)又は(2)のうち一つ以上を、「B 鑑賞」の(1)についてはア又はイのうち一つ以上を選択して扱うことができる。
(2) 内容の取扱いに当たっては、「工芸Ⅰ」の3の(2)から(9)まで、「工芸Ⅱ」の3の(1)と同様に扱うものとする。